

庄司洋子・菅沼隆・河東田博・河野哲也 編
『自立と福祉
—制度・臨床への学際的アプローチ』

現代書館 2013年3月 A5版 384頁 ¥2300(税抜)

前田有香

従来、自立とは身の回りのことを一人でやることと考えられる「身辺自立」と、経済的に自活できるという「稼得自立」であると考えられてきただろう。しかし、ここでは新たな定義が示される。

河野は第1章「自立をめぐる哲学的考察」の中で、自立を「自分の求めることを実現できるように環境をコントロールすることであり、根源的にその人が自分自身の主人となることである」と定義するのである。

本書は、「働いて賃金を稼ぐこと」だけでなく「自分の思いや願いを持ち、そのための活動を展開し、夢に向かって努力をしていくこと」も重要な自立を構成する要素であると捉えることを始点とし、「自立概念の再検討」、「障害と自立の制度的考察」、「障害と自立の臨床的考察」、「自立をめぐる福祉社会学的考察」の四つの枠組みで展開される。規範、制度、実践のそれぞれの領域が独自に進めていた研究を、「自立と福祉」をテーマにすることによって、哲学、倫理学、社会学、経済学、社会福祉学、障害学、教育学、教育社会学、比較政治学の分野が交わる学際的な成果を示している。ここでは紹介者の関心が障害者福祉にあるため、いくつかの論文を取り上げながら本書を紹介したい。

まずは、先に挙げた河野の「自立をめぐる哲学的考察」である。特別支援教育では、「一人で着替えることができる」「文字が書ける」「歩くことができる」といったことを目標に指導が行われることが少なくない。これは先の身辺自立の考えに基づいているのだろう。また、職業教育や進路指導においては、障害者雇用企業に就労するために、「報告・連絡・相談」を重視し、従順な労働者になるよう指導される。進路の選択肢も少ないなかでは「何になりたい」「何をしたい」が問われる

ことは少ない。これも、まずは働いて稼ぐことが重視される自立概念に基づいているのかもしれない。結果的に、教育や訓練の成果の出ないまま、社会へ出ていく特別支援学校生はいったい何人いるのだろうか。彼らはけっして、努力をしなかったのではない。従来の自立概念では彼らのもつ能力が発揮できなかったのである。

そこで、河野はアマルティア・センやマーサ・ヌスバウムの展開した「ケイバビリティの開発」と自立支援が同義であることを示す。当事者の望む生活の質を達成するための潜在能力を見出し、自由が増大することがケイバビリティの開発である。教育や訓練の目標を見直す提起となるのではないだろうか（第I部 第1章）。

菅沼の論文が取り上げたデンマークの労働能力メソッドも興味深い。「障害者」という概念を制度上において追放したデンマークでは、就労機会の保障も重視される。働くことを肯定的に捉え、「できること」を徹底的に掘り起こす労働能力メソッドを用いた視点は、また新たな自立概念を提示する。（第II部 第1章）。

河東田の論文が取り上げるパーソナルアシスタンス制度は、スウェーデンにおいて当事者の「自己決定」が社会の制度の中で認められ、自立を実現するために具体化したものであるといえる。ノーライゼーション理念の普及する北欧の制度から、現代日本の自立概念を見直す見も与えられるだろう（第II部 第3章）。

福祉対象者は、障害者だけでなく、女性（とくに妊婦）、生活保護受給者、高齢者もその範囲である。本書の第IV部では、それぞれの対象者に関わる研究成果も示されている。紙幅の都合上、すべての論文にはふれられないが、本書は「自立」という概念を多角的にみることによって新たな自立概念を提起することを試みている。本書はこれまでパターナリズムの名のもとに、自分の生活を自分なりにコントロールすることを奪われてきた福祉対象者の生活を見直し、現代日本においてどのように福祉が当事者の自立を支援していくのか、今後の展望を示す一冊であるといえるのではないだろうか。